

意見書

平成25年8月23日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成25年8月23日に開催した平成25年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業7箇所および砂防等事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業〔県事業〕【再評価対象事業】

10番 二級河川志登茂川^{しとも}

11番 二級河川安濃川^{あのう}

12番 二級河川三渡川^{みわた}

13番 二級河川百々川^{どど}

14番 一級河川五十鈴川^{いすず}

15番 一級河川松尻川^{ひのきじり}

17番 一級河川大内山川^{おおうちやま}

10番については、昭和47年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

11番については、平成15年度に河川整備計画を策定し、平成20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

12番については、平成20年度に河川整備計画を策定し、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

13番については、平成20年度に河川整備計画を策定し、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

14番については、昭和24年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

15番については、平成6年度に事業に着手し、平成15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

17番については、昭和54年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度

に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、10番、11番、12番、13番、14番、15番、17番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 砂防等事業 [県事業] 【 事後評価対象事業 】

505番 ^{かみぞの}神園地区

当該箇所は、平成11年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。